

船橋市公民館 Wi-Fi ルーター利用規約

(目的)

第1条 この利用規約は、市民等の情報の取得及び発信の利便性の向上を図るため、船橋市（以下「市」という。）が整備した Wi-Fi ルーター（以下「ルーター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 ルーターを利用するためには、本規約に同意していただく必要があり、この利用規約に同意した者（以下「利用者」という。）がルーターの利用開始を以て、本規約のすべての内容に同意したものとする。

(利用料金)

第3条 ルーターの貸出及び利用は無料とする。

(ルーターの利用)

第4条 ルーターは、施設利用者が、利用承認を受けた施設及び時間の範囲で利用の場合に貸出するものとする。

2 ルーターの貸出を受けようとするものは、この規約に同意の上、事前に貸出を受けようとする公民館に申し出なければならない。

3 前項の規定による申し出があった場合において、適当と認めたときは、ルーターを貸出するものとする。また、インターネットに接続する通信機器のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。

4 利用者は、ルーターの利用に際し、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）」その他関係法令等を順守しなければならない。

5 青少年の利用にあたっては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）」の趣旨に基づき、当該保護者が利用機器に対し、フィルーターリングソフト等の適用を図り、閲覧履歴の管理を行う等の適切な対応を行うものとする。

(遵守事項等)

第5条 ルーターを利用してインターネットに接続するための情報通信端末（Wi-Fi 機能を有するパソコン、スマートフォン等）は、利用者が準備するものとし、セキュリティ対策は、利用者が行うものとする。

2 市は、集会室等での活動時や避難所開設時は、情報通信端末及びその付属機器等に供給する電源を提供できるものとする。

(利用の停止)

第6条 市は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者のルーターの利用を停止できるものとする。

(1) 利用規約の規定に違反した場合

(2) 前号に掲げるもののほか、利用者として不適切であると市が判断した場合

(利用履歴の取得及び利用目的)

第7条 市は、次に掲げる目的のため、ルーターの利用内訳等を利用履歴として取得することができるものとする。

(1) ルーターの利用状況を調査する場合

(2) ルーター貸出利用の内容の見直し又は改善等を図るために、統計データとして利用する場合

(禁止事項)

第8条 利用者は、ルーターの利用において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の利用者若しくは市の財産権、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれがある行為

(2) 前号に掲げる行為のほか、他の利用者若しくは市に不利益若しくは損害を与える行為

又は与えるおそれがある行為

(3) 市又は第三者を誹謗中傷する行為

(4) 公序良俗に反し、若しくは反するおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為

(5) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為

(6) コンピュータウイルス等の有害なプログラムをルーター利用により、使用する行為又は提供する行為

(7) 性風俗、宗教布教活動に関する行為

(8) 通信販売、通信販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的でルーターを使用する行為又は提供する行為

(9) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為

(10) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は市が不適切であると判断する行為

(運用の中止)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に通知することなくルーターの運用を中止することができる。

(1) ルーターのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合

(2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、津波、火災、停電その他の非常事態により、ルーターが通常どおりできなくなった場合

(3) ルーターのシステムに係る設備の障害、ネットワークの障害その他やむを得ない事由がある場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、市がルーターの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

(免責事項)

第10条 市は、ルーターを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 ルーターの通信状況による遅滞、変更、中止又は廃止（第6条による利用の停止及び第9条による運用の中止を含む。）に伴う損害、ルーターを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のパソコン等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他ルーターの利用に関連して発生した利用者及び第三者の損害について、市は、一切の責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 ルーター接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。この場合において、接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、ウェブブラウザ等によって、ルーターが利用できない場合があっても、市は、一切責任を負わないものとする。

5 利用者がルーターを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、市は、一切責任を負わないものとする。

(利用規約の変更)

第11条 市は、利用者の承諾を得ることなく、この利用規約を変更することができるものとする。

附則（令和6年4月24日決定）

この利用規約は、令和6年5月14日から施行する。